

特例退職被保険者制度の加入資格について

特例退職被保険者制度へ加入するには、老齢厚生年金の受給資格があることが前提となっています。

そのため、老齢厚生年金の受給開始年齢が引き上がることに伴い、下表のとおり加入可能年齢が引き上げになりますのでご注意願います。

【参考】特例退職被保険者制度加入年齢までは、任意継続被保険者制度（資格喪失後２年間）・国民健康保険等の健康保険に加入していただくことが必要となります。

生年月日	特退加入可能年齢	
	男	女
1952. 4. 2～1953. 4. 1 生	60 歳	60 歳
1953. 4. 2～1954. 4. 1 生	61 歳	60 歳
1954. 4. 2～1955. 4. 1 生	61 歳	60 歳
1955. 4. 2～1956. 4. 1 生	62 歳	60 歳
1956. 4. 2～1957. 4. 1 生	62 歳	60 歳
1957. 4. 2～1958. 4. 1 生	63 歳	60 歳
1958. 4. 2～1959. 4. 1 生	63 歳	61 歳
1959. 4. 2～1960. 4. 1 生	64 歳	61 歳
1960. 4. 2～1961. 4. 1 生	64 歳	62 歳
1961. 4. 2～1962. 4. 1 生	65 歳	62 歳
1962. 4. 2～1963. 4. 1 生	65 歳	63 歳
1963. 4. 2～1964. 4. 1 生	65 歳	63 歳
1964. 4. 2～1965. 4. 1 生	65 歳	64 歳
1965. 4. 2～1966. 4. 1 生	65 歳	64 歳
1966. 4. 2～1967. 4. 1 生	65 歳	65 歳